



佐賀労働局発表
平成31年2月1日(金)

【照会先】
労働基準部監督課
課長 本田 真由美
監察監督官 宅島 俊博
電話 0952-32-7169

平成30年12月の建設工事現場に対する一斉監督指導結果

佐賀労働局（局長：菊池 泰文）は、労働災害の発生件数が全産業のうちに占める割合が依然として高い建設業において、更なる労働災害防止対策を推進するため、年末年始から年度末にかけて労働災害発生件数の増加が懸念される建設工事現場に対して、昨年12月に、佐賀県内の全労働基準監督署（佐賀、唐津、武雄、伊万里）で一斉に建設工事現場に対する監督指導を実施しました。

その概要は以下のとおりです。

- ① 58現場（延べ86事業場）の建設工事現場に対して監督指導を実施し、25現場（延べ50事業場）【現場数の43.1%】で労働安全衛生法違反が認められた。
- ② 違反内容別にみると、足場・作業床に係る墜落防止措置の不備に係るものが13現場（23事業場）と最も多く、次いで、元請事業者の現場管理の不備に係るものが10現場（10事業場）となっている。
- ③ 主な法違反の態様は、次のとおりである。
 - ・ 墜落防止措置として足場の手すり、中さん又は幅木が当初から設けられていないもの
 - ・ 作業の都合により一度外した足場の手すり等を元どおりに復旧していないもの
 - ・ エレベーターピット開口部の前にカラーコーンとプラスチック製のバー（いずれも墜落防止措置として機能していないもの）を置いただけのもの
 - ・ 移動式クレーン仕様ではないショベルカーのバケットにワイヤロープをかけて荷を吊り上げて走行していたもの
 - ・ 移動式クレーンの操作を無資格の労働者に行わせていたもの
 - ・ 丸のこの安全装置に木片を詰めて機能しないようにしていたもの
- ④ 労働安全衛生法違反が認められた25現場のうち、労働災害の危険性が特に高いため、立入禁止、作業停止等を命令した現場が4現場あった。
- ⑤ 上記①の25現場については、再度の監督指導の実施又は事業主からの是正報告により、すべて法違反の是正を確認した。

〈12月の建設工事現場に対する一斉監督指導の結果〉

1 工事種類別の違反状況

工事の種類	現場数	違反数（違反率）
土木工事	28	9（32.1%）
建築工事	28	15（53.6%）
その他の建設工事（解体工事等）	2	1（50.0%）
計	58	25（43.1%）

2 発注者別の違反状況

発注者の別	現場数	違反数（違反率）
公共工事	37	15（40.5%）
民間工事	21	10（47.6%）
計	58	25（43.1%）

※公共工事とは国、県又は市町が発注者である工事をいう。

3 主な違反内容

違反内容	違反現場数（命令件数）	違反事業場数
足場・作業床に係る墜落防止措置の不備	13（4）	23
元請事業者の現場管理の不備	10	10
建設工事用重機やクレーンの不適切な使用に係るもの	6	7
足場や建設工事用重機等の点検整備に係るもの	6	6
その他の機械や設備等の不備	5	5

※違反事業場数が違反現場数よりも多いのは、例えば、足場の不備が認められた場合は足場を設置した元請事業者のほか、足場を使用して作業を行う下請事業者がいるときは、当該下請事業者についても違反となること等による。